

第67号

発行日
令和5年1月27日

木協だより

発行所 一般社団法人埼玉県木材協会
発行責任者 島崎 政敏
編集責任者 佐野 且哉
〒330-0071
さいたま市浦和区上木崎6-37-17
TEL 048-822-2568
FAX 048-824-0720

島崎会長年頭あいさつ

日本の木文化を守り木材利用の新たな道を拓こう



年頭にあたり、本年が皆様にとって明るい希望の年となることをお祈り申し上げます。私たちが日本人には、旧年中の様々な出来事はさておき、元日に初日の出を拝み、新しい年を迎えたことを喜び、社寺などを詣でることで心を新たにしていこうと、一歩を踏み出すという大切な習慣があります。

これはあの東日本大震災の後でさえ、変わることはありませんでした。しかし、年々激甚化する自然災害、止められない侵略戦争、世界を覆う疫病など、思いつく、賀詞を申し上げる気持ちにも複雑なものがあります。それでも、未だ記憶に新しいサッカーワールドカップでの日本チームの活躍を思い起こしますと、どんなに厳しい状況であっても、しっかりと耐えて勇気を持ってやるべき事をやり続けることで、事態は変えられると思えてきます。近年、気候変動の兆候があらわになる中で木材利用促進の気運は増していますが、これは私たち日本人にとってまさに古くからの習俗に立ちかえることに他なりません。私たちは、恵まれた環境の中生育する山々の樹木に畏敬の念を抱きつつ、信仰のための

建築物や生活の多くの場面に利用して育んだ「木の文化」があります。しかし、永い間これを支えてきた大工、建具職人、指物師といった木を知る人たちは減少の一途を辿っていますから、これから私たちは木材業者の役割がより大きくなるを得ません。先のウッドショックはコロナによる世界的物流の停滞と日本の国際的購買力の低下が

主な原因で起こったと思いますが、極端な木材不足により多くの工事がストップしかねなかったあの局面で、日本の建設業界延いては日本経済を救ったのも、様々なサブプライチエーンが途切れてしまった中で決して諦めることなく、やるべき事をやり続けた流通の木材業者たちによる既存流通システムを拠り所とした、懸命の集荷であり納材であった

新事務所に移転しました



埼玉県木材協会は、さいたま市浦和区高砂のこれまでの仮事務所からさいたま市浦和区上木崎の新事務所に移転しました。

移転作業の際には、多くの方々の協力を賜り、ありがとうございました。

また、移転作業に伴う工事のため、電話やメールが不通になる時間が発生し、ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。



なお、電話番号、FAX番号、メールアドレスは変更ありません。

【新事務所】
〒330-0071
さいたま市浦和区上木崎6丁目37番17号



第56回 全国木材産業振興大会開催 星野洋一郎氏おめでとうございませう

「ウッドチェンジ！〜暮らしに、もっと木を取り入れよう〜」をメインテーマに掲げた第56回全国木材産業振興大会が、10月27日（木）、福島県郡山市の「磐梯熱海温泉ホテル華の湯」において、全国から約400名が参加し盛大に開催されました。

第一部は、開会の言葉、鈴木裕一福島県木材協会会長の歓迎の挨拶、そして菅野康則全木連会長による主催者挨拶があり、さらに、多くの来賓が祝辞を述べられました。

その後、大会宣言（左記参照）の朗読、決議、決意表明が行われました。

た。自ら「日本酒の神様」と称し、ユーモアたっぷりのお話しは、そのあと開催されました懇親会のお酒を一層味わい深くさせてくれました。



星野洋一郎氏（2列目中央）



関東支部の皆様（島崎会長 左から2人目）

第56回全国木材産業振興大会 ウッドチェンジ！ 暮らしに、もっと木を取り入れよう 宣言決議

木材利用の拡大は、森林・林業の活性化のみならず地球温暖化防止、地方創生、国土強靱化などを通じ、豊かな暮らしや持続可能な社会の実現に大きく貢献するものであり、森林資源が充実しつつある中、「伐って、使って、育てる」という資源の循環利用の確立が重要な課題である。全国各地で木造施設等が数多く建設されるようになり、都市部の建築物の木造化・木質化が進み始めている。これは木材を優先して活用する「ウッドファースト社会」の実現に向けて、政府、学識、経済界に訴えてきた我々の活動の成果と認識している。

このような中、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（通称：都市（まち）の木造化促進法）の施行から一年が経ち、対象を建築物一般に拡大されたことにより、関係者の信頼に基づく安全・安心な木材の安定供給体制の構築、都市の木造化・木質化の取組が官民を挙げて進められている。

今後、我々木材産業界としても、木材利用の促進により山元へ利益を還元するとともに再造林できるための持続的な林業・木材産業の仕組み作りを率先して取り組むとともに、消費者・ユーザーの協力を得つつ、木材利用を国民運動として展開を図っていくことが重要である。

そのため、次の事項について、経済界など多様な関係者の連携の下に英知を結集して行動する。

1. 都市（まち）の木造化等木材利用を積極的に働きかけるとともに、国民理解の醸成に取り組む。
2. 森林資源の循環利用を実現するため、山元への利益の還元と再造林できる体制の構築に森林・林業、建築業界と一体となって取り組む。
3. 木材産業振興のため、予算の確保、税制特例措置の継続に取り組む。
4. 新たな木材需要を創出するため、技術開発・普及等に取り組む。
5. 合法伐採木材やJAS製品等、品質・性能の確かな木材供給や人材の育成確保に取り組む。
6. 木材産業従事者の労働安全確保に全力を挙げ、死亡災害の絶滅に取り組む。

以上、決議する。

令和4年10月27日
第56回全国木材産業振興大会

